

上天草市発注建設工事の下請契約報告事務取扱要領

(平成24年7月1日伺定)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成31年1月1日一部改正)

(令和2年8月1日一部改正)

(令和3年8月1日一部改正)

(令和5年9月1日一部改正)

(趣 旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、上天草市発注の建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的とし、上天草市公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく下請負人の通知について必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 発注機関の監督員は、請負契約を締結した受注者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次の書類を提出させるものとする。

(1) 施工体制台帳(別記様式1)、下請負人に関する事項(別記様式2)及び添付書類

(2) 施工体系図(別記様式3)

(3) 作業員名簿(別記様式4)

2 前項の規定に該当する建設工事のうち、下請負人に発注した工事1件の契約金が100万円以上となるものについては、加えて次の書類の提出を求め、適正な契約の締結及び適正な施工体制の確保等について指導するものとする。

(1) 下請確認票(別記様式5)

(2) 元請・下請関係内容表(別記様式6)

3 下請負人が第1項の規定に該当する建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合は、その都度、次の書類を提出させるものとする。

(1) 再下請負通知書(別記様式7)及び添付書類

(2) 施行体系図(別記様式3)

(3) 作業員名簿(別記様式4)

4 前3項各号に掲げる書類(以下「施工体制台帳等」という。)は、下請契約締結の日から21日以内に提出させるものとする。

5 施工体制台帳等は、2部提出するものとし、受付印を押印の上、1部を受注者に返却するものとする。

(指導内容)

第3条 下請確認票及び元請・下請関係内容表に基づく主な指導事項は次のとおりとし、監督員は受注者に対し、適切な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(1) 下請契約の締結について

(2) 下請負人の選定について

(3) 不当に低い下請代金の禁止について

(4) 適正な代金支払等について

(5) 一括下請の禁止等について

(6) 下請負人の主任技術者の雇用関係について

2 発注機関は、監督員が前項の規定に基づき指導した場合において、受注者に改善の措置がみられない場合は、上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領第13条の規定により指名停止委員会会長へ報告するものとする。

- 3 発注機関の監督員は、下請負人（建設業法第2条第3項に定める建設業者であり、かつ、受注者が直接下請契約を締結した下請負人に限る。）について、施工体制台帳等により社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の加入状況を確認するものとする。なお、当該下請負人が未加入であることが判明した場合の取扱いは、別に定める。

（工事現場への備付け）

第4条 監督員は受注者に対して、発注機関へ提出した施工体制台帳等を工事現場に備え付けさせるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、平成27年4月1日以降に上天草市と締結した契約に係る工事について適用し、平成27年3月31日までに上天草市と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、平成31年1月1日以降に上天草市と締結した契約に係る工事について適用し、平成30年12月31日までに上天草市と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、令和2年8月1日以降に上天草市と締結した契約に係る工事について適用し、令和2年7月31日までに上天草市と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、令和3年8月1日以降に上天草市と締結した契約に係る工事について適用し、令和3年7月31日までに上天草市と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、令和5年9月1日以降に上天草市と締結した契約に係る工事について適用し、令和5年8月31日までに上天草市と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。